

◎新潟県選挙管理委員会告示第109号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、平成28年10月16日に執行の新潟県知事選挙と同時に行う長岡市長選挙及び長岡市議会議員補欠選挙における投票の順序を次のとおり定めた。

平成28年10月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序

- 1 新潟県知事選挙の投票
- 2 長岡市長選挙の投票
- 3 長岡市議会議員補欠選挙の投票